

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

規 則

- 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 大阪市立淀川スポーツセンターの臨時休館の承認…………… 3
- 大阪市立西淀川屋内プールの臨時休館の承認…………… 4
- 大阪城天守閣の臨時休館の承認…………… 4
- 大阪市立東成屋内プールの臨時開館の承認…………… 4
- 大阪市立平野屋内プールの臨時開館の承認…………… 5
- 特定計量器の定期検査…………… 5
- 落札者等の公示…………… 6
- 落札者等の公示…………… 6
- 大阪市公債の償還番号…………… 7
- 一般競争入札の執行（高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）
の買入れ等）…………… 8
- 大阪都市計画地区計画の決定の原案の縦覧（豊新二丁目地区地
区計画）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 2年以内に事業が執行される予定の道路の指定…………… 13
- 道路の位置指定…………… 13
- 道路の位置指定…………… 14
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立社会福祉セン
ター）…………… 14
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立早川福社会館）…………… 18
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立北区北老人福
祉センターほか23施設）…………… 21
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定…………… 25
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止…………… 26
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止…………… 28
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定…………… 29
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止…………… 29
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定…………… 31

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止……………	31
○介護保険法に基づく第一号事業を行う指定事業者の指定……………	32
○介護保険法に基づく第一号事業の廃止……………	34
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定……………	37
○大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同 参画センター西部館の施設内において行う事業の内容等の承認……………	38
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定……………	41
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の全部の指定解除……………	42
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除……………	43
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市設泉南メモリア ルパーク）……………	44
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市設瓜破霊園ほか 4施設）……………	46
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市設住吉霊園ほか 4施設）……………	50
○道路法違反物件の除却……………	52
○大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承 認……………	53
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し……………	53
○落札者等の公示……………	54
○指定給水装置工事事業者の指定……………	54
○指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………	55
○一般競争入札の執行（水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場） の買入れ等）……………	55
○一般競争入札の執行（水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水 場）の買入れ等）……………	59
○大阪歴史博物館の臨時休館の承認……………	63
○大阪市立科学館の臨時休館の承認……………	63
公 告	
○一般競争入札の執行（廃棄簿冊・古紙等の売払い）……………	64
共済組合公告	
○大阪市職員共済組合の平成29年度決算……………	67

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇ 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 学校環境整備担当部長の新設について定めることにしました。
- 2 この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行することにしました。
(平成30年大阪市教育委員会規則第15号 教育委員会事務局総務部総務課)

規 則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 6 月29日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次

大阪市教育委員会規則第15号

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、学校力支援担当部長」を「、学校環境整備担当部長、学校力支援担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

告 示

大阪市告示第786号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月19日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日
大阪市立 淀川スポーツセンター 第1体育場	平成30年 6 月19日（火）から当面の間

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）
（平30. 6. 19揭示済）

大阪市告示第787号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月19日

大阪市長 吉 村 洋 文

施 設 名	月 日
大阪市立西淀川屋内プール	平成30年 6 月19日（火）から 同年 6 月20日（水）まで

（環境局総務部施設管理課）
（平30. 6. 19揭示済）

大阪市告示第858号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日
大阪城天守閣	平成30年 6 月18日（月）

（経済戦略局観光部観光課）

大阪市告示第859号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開館について承認したので、同条第3項の規定

に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東成屋内プール 水泳場	平成30年 7 月17日 (火)	午後 3 時から 午後 7 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第860号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立平野屋内プール 水泳場	平成30年 7 月17日 (火)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
	平成30年 9 月18日 (火)	
	平成30年 9 月25日 (火)	
	平成30年10月 9 日 (火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第861号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成30年6月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

検 査 月 日	曜	実 施 区 域	検 査 場 所	所 在 地
8 月 2 日	木	住 之 江 区 住 吉 区	大阪市計量検査所	港区田中3丁目 1番126号
8 月 3 日	金	浪 速 区 西 成 区 阿 倍 野 区 大 正 区		

8 月 6 日	月	北 中 天 東 区 央 王 住 区 区 寺 吉 区 区 区 区		
8 月 7 日	火	西 港 区 区		

2 検査対象計量器

はかることができる最大の重さが300 k g 超 3 t 未満の中型はかりを対象とします。

3 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中 3 丁目 1 番126号特定非営利活動法人大阪市計量協会（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

4 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会
（経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第862号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎市民局総務部住民情報担当（大阪市北区中之島1丁目 3 番20号）

①平成30年度住民基本台帳等事務システムにおける機種更新対応業務 ②随意契約 ③平成30年4月27日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島 3 丁目1番21号） ⑤313, 868, 790円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（市民局総務部住民情報担当）

大阪市告示第863号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 3 階）

①大阪市立学校乾式電子複写機 長期借入（単価契約） ②一般 ③30. 5. 21
④シャープマーケティングジャパン（株） 大阪府大阪市平野区加美南 3
丁目 8 番25号 ⑤90円 ⑥30. 3. 16

（教育委員会事務局総務部総務課）



大阪市告示第864号

大阪市公債の 7 月から12月中償還期日の償還番号を次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

銘柄	期日	償還額	1 万円券	10万円券	100万円券
5・ワ	月 日 9. 20	千円 45, 450	211～215	169～172	1891～1935
6・13回	9. 20	45, 450	201～205	161～164	1801～1845
7・10回	9. 21	45, 450	191～195	153～156	1711～1755
8・9 回	9. 21	45, 450	181～185	145～148	1621～1665
9・10回	9. 20	45, 450	171～175	137～140	1531～1575
10・11回	9. 20	45, 450	161～165	129～132	1441～1485
11・9 回	9. 20	45, 450	151～155	121～124	1351～1395
12・11回	9. 20	45, 450	141～145	113～116	1261～1305
13・10回	9. 20	45, 450	131～135	105～108	1171～1215
20・8 回	10. 30	107, 500	振替債のため、券面はありません。		
22・6 回	9. 25	147, 000	振替債のため、券面はありません。		

23回・20年	10.19	250,000	振替債のため、券面はありません。
25回・20年	9.4	375,000	振替債のため、券面はありません。

なお、平成20年度第3回公募公債については平成30年7月23日、平成20年度第4回公募公債については平成30年8月20日、平成25年度第3回公募公債（5年）については平成30年9月20日、平成20年度第5回公募公債については平成30年11月20日、平成25年度第5回公募公債（5年）については平成30年11月22日、平成20年度第7回公募公債については平成30年12月17日、平成25年度第2回みおつくし債については平成30年12月27日にそれぞれ満期償還となります。

（財政局財務部財源課）



大阪市告示第865号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪府契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 高分子凝集剤(舞洲スラッジセンター) 193,000kg
- ② かせいソーダ(舞洲スラッジセンター) 1,932,000kg
- ③ ポリ硫酸第二鉄(舞洲スラッジセンター) 940,000kg

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年10月1日（月）から平成31年3月31日（日）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること

(6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)の資格を認められた者は入札に参加することができる。

ただし、落札者となるためには、入札後に行う技術審査等において、(5)～(9)の要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）

に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年 7 月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての「納入実績調書」の提出ができること（契約書の写し等を添付すること）
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていることについての「納入体制届出書」の提出ができること
- (7) 納入希望物品の品質内容についての「品質調書」の提出ができること（品質表又は評価項目の分析表を添付すること）
- (8) 当該物品を確実に納入できることについての「安定供給保証書」の提出ができること（製造業者の申出の際は不要）
- (9) 上記 2. (1)②の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 4 条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること（写し可）

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年 7 月13日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年 7 月13日（金）午後 5 時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年 8 月30日（木）から同月31日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 開札予定日時 平成30年 9 月 3 日（月）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年 9 月 3 日（月）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月 3 日（月）午前11時30分

ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年 8 月31日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記3(1)～(9)の資格要件を満たしている場合に落札とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年 7 月13日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期間において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Polymer coagulant
(Maishima Sludge Center) 193,000kg
 - ② Caustic soda
(Maishima Sludge Center) 1,932,000kg
 - ③ Poly ferric sulfate
(Maishima Sludge Center) 940,000kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 13 July 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 August 2018 to 5:00PM, 31 August 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 3 September 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 31 August 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第866号

大阪都市計画地区計画の決定の案を作成しようとするので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく大阪市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年大阪市条例第58号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の決定の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第3条の規定により同法第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の決定の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、大阪市長に意見書を提出することができる。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 地区計画の名称
豊新二丁目地区地区計画
- 2 地区計画の決定に係る土地の区域
大阪市東淀川区豊新二丁目地内
- 3 地区計画の決定の原案の縦覧場所
大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 7 階
大阪市都市計画局計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年 6 月29日から平成30年 7 月13日まで
(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第867号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 許可番号
平成30年 3 月14日 大阪市指令都計（開）第94号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市住吉区遠里小野 3 丁目69番の一部、68番 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府松原市阿保 3 丁目 1 番27号
株式会社ミヤマ産業
代表取締役 深山 契
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	30.170m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示868号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日

平成30年 6 月12日

名 称	指 定 区 間		道路幅員	道路延長
	起 点	終 点		
大阪都市計画道路 天王寺大和川線	東住吉区 長居公園 340番 6	住吉区 長居東 4 丁目 326番 9	m 14.00～31.00	m 330.00

（都市計画局建築指導部建築企画課）

**大阪市告示第869号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成30年 6 月15日

大阪市指令都計建企 第1006号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
住之江区 南港南 5 丁目	20番 21番 22番 23番 1 25番 1	m 15.00	m 675.572	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第870号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成30年 6 月15日

大阪市指令都計建企 第1007号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
東成区 中道4丁目	164番1の一部 164番23の一部 164番26	m 4.00	m 30.18	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第871号

大阪市立社会福祉センター条例（昭和39年大阪市条例第43号）第14条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局総務部経理・企画課（管財グループ）

電話 06-6208-7931

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立社会福祉センター

所在地 大阪市天王寺区東高津町12番10号

(2) 業務の範囲

ア 会議室の管理運営に伴う業務

イ 施設の総合管理に関する業務

ウ 建物及び附属設備の維持管理業務

エ その他の業務

(3) 管理の基準

ア 貸会議室

・休館日

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで

・供用時間

午前 9 時30分から午後 8 時30分まで

イ その他のセンターの施設

・休館日

日曜日、休日及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで

・供用時間

午前 9 時から午後 8 時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て休館日若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める資格を全て満たす法人等であること

(1) 法人等に関する条件

ア 大阪市立社会福祉センター条例第16条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 施設の管理運営に必要な資格等を有していること

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成又はS P C（特定目的会社）などを設立すること

イ 最低出資比率は、15%とする

ウ 構成員のいずれかが（1）アの条件を満たすこと

エ 申請にあたっては、代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること

なお、申請書類提出後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

(3) 連合体の構成員（代表者を含む）に関する条件

ア （1）イ・ウ・エの条件を満たすこと

イ 単独で応募した法人等は、本案件において連合体の構成員となることができない

ウ 各構成員は、複数の連合体の構成員となることができない

エ 代表者は出資比率が50%を超えるものとし、業務の遂行に責任をもつこと

(4) 重複提案の禁止

申請一団体（グループ）につき、提案は一案とする。複数の提案はできません。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、大阪市立社会福祉センター条例第17条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

平成30年6月29日（金）から平成30年8月31日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償により配布する。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所2階

福祉局総務部経理・企画課（管財グループ）

ウ 添付書類

- ①連合体形成にかかる協定書またはこれに相当する書類
- ②指定管理者指定申請に関する誓約書
- ③法人等の概要
- ④法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ⑤法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ⑥法人の貸借対照表、損益計算書、財産目録等財務諸表
- ⑦法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑧法人の印鑑証明書
- ⑨役員の名簿
- ⑩役員の履歴書
- ⑪法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑫本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書
- ⑬障がい者雇用状況報告書及び障がい者雇入れ計画書
- ⑭大阪市立社会福祉センターの管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑮組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑯指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑰法人等の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑱選定結果通知用封筒一式

エ 提出期間

平成30年 9 月 3 日（月）から平成30年 9 月14日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 0 時15分及び午後 1 時から午後 5 時30分まで

5 申請を行う法人等に要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 次の日時に開催する説明会 申請予定者はできる限り参加してください。

ア 日時 平成30年 7 月31日（火）午前

開始時間については、参加を希望する法人等に追って連絡します。

イ 場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第3会議室

ウ 住所 大阪市天王寺区東高津町12番10号

エ 参加申込 所定の書式にて平成30年 7 月24日（火）午後 5 時まで担当（上記 1 に同じ）に申込むこと

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（福祉局総務部経理・企画課）

大阪市告示第872号

大阪市立早川福祉会館条例（昭和37年大阪市条例第24号。以下「条例」という。）第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 6 階（東側）
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要**(1) 施設の名称及び所在地**

名 称 大阪市立早川福祉会館
所在地 大阪市東住吉区南田辺 1 丁目 9 番28号

(2) 業務の範囲

- ア 集会その他各種行事の場の提供（貸室業務）
- イ 障がい者の自立及び社会参加を支援するための場の提供
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 施設の総合管理に関すること
- オ 建物及び付属設備の維持保全業務
- カ その他の業務

(3) 管理の基準**ア 休館日及び供用時間**

休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで。ただし、障がい者相談支援研修センターは土曜日も含む。

供用時間は、貸室は午前 9 時30分から午後 9 時まで。ただし、点字図書室は午前 9 時30分から午後 5 時まで。その他の会館の施設は午前 9 時から午後 5 時30分まで。

イ 休館日等の変更

設備の補修、点検、又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て休館日若しくは開館時間を変更することができる。

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータについては、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること、若しくは複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する条件

- ア 条例第14条の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- キ 施設の管理運営に必要な資格等を有していること

(2) 連合体に関する条件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成又はSPC（特定目的会社）などを設立すること
- イ 最低出資比率は、15%とする
- ウ 構成員のいずれかが（1）アの条件を満たすこと
- エ 申請にあたっては、代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書類提出後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

(3) 連合体の構成員（代表者を含む）に関する条件

- ア （1）イ・ウ・エの条件を満たすこと
- イ 単独で応募した法人等は、本案件において連合体の構成員となることができない
- ウ 各構成員は、複数の連合体の構成員となることができない
- エ 代表者は出資比率が50%を超えるものとし、業務の遂行に責任をもつこと

(4) 重複提案の禁止

申請一団体（又は連合体）につき、提案は一案とする。複数の提案はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第15条の規定により最

も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

なお、配布・受付等は、いずれも土曜日、日曜日及び休日には行わない。

(1) 募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布方法

平成30年 6 月29日（金）から平成30年 8 月31日（金）までの午前 9 時から午後 0 時15分及び午後 1 時から午後 5 時30分まで、上記 1 において無償にて配布する。また、福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人等の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 事業報告書、損益計算書等財務諸表、貸借対照表及び財産目録
- ⑥ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人等の印鑑証明書
- ⑧ 指定管理者申請団体役員名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障がい者雇用状況報告書の写し及び障がい者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立早川福祉会館の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成30年 9 月 3 日（月）から平成30年 9 月14日（金）までの午前 9 時から午後 0 時15分及び午後 1 時から午後 5 時30分まで、上記 1 において受け付ける。

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること。
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人等は、次のとおり開催する説明会及び現地見学会にできる限り参加すること。

ア 開催日 平成30年7月30日(月) 午後
開始時間については、参加を希望する法人等に追って連絡する。

イ 開催場所 大阪市立早川福社会館
大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号

ウ 参加申込 所定の方法により担当に申し込むこと

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語
日本語
- (2) 詳細は募集要項による

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)



大阪市告示第873号

大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号。以下「老人センター条例」という。）第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市福祉局高齢者施策部いきがい課
電話 06-6208-8054

2 業務の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
別表のとおり
- (2) 業務の範囲
ア 施設運営業務
イ 施設総合管理業務
ウ 関係機関との連絡調整業務
- (3) 管理の基準
ア 休館日
・日曜日
・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

・12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前10時から午後5時まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむをえない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定め、若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人等であること。個人での申請はできません。

(1) 法人等に関する条件

ア 老人センター条例第14条各号の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

オ 指定申請団体等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の決定を受けたものを除く）

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成またはSPC（特定目的会社）などを設立すること

イ 最低出資比率は、15%とする

ウ 構成員のいずれかが(1)アの条件を満たすこと

エ 申請にあたっては、代表となる法人（以下「代表者」という）を定めること。なお、申請書類提出後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、老人センター条例第15条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

大阪市福祉局高齢者施策部いきがい課

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階（北側）

※ 募集要項及び添付資料については、大阪市ホームページから24時間ダウンロードすることができる。

(2) 募集要項の配布期間

平成30年 6 月29日（金）から同年 8 月31日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（ただし、午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出期間

平成30年 8 月23日（木）から平成30年 8 月31日（金）まで

午前 9 時から午後 0 時15分及び午後 1 時から午後 5 時

イ 提出場所

大阪市福祉局高齢者施策部いきがい課

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階（北側）

ウ 提出方法

- ① 申請に必要な書類を添付して持参。郵送、FAX等での提出は不可
- ② 各センターごとに申請書を提出。ただし、北区北老人福祉センター及び北区大淀老人福祉センター、中央区東老人福祉センター及び中央区南老人福祉センターについては、それぞれ 2 館を一括して申請すること

エ 提出書類

- ・指定管理者指定申請書
- ・指定申請に関する誓約書
- ・法人等の概要
- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・法人等の事業報告書（直近 3 決算期又は 3 事業年度分）
- ・法人等の貸借対照表、損益計算書等財務諸表（直近 3 決算期又は 3 事業年度分）
- ・法人等の事業計画書及び収支予算書（直近作成分）
- ・印鑑証明書（指定申請書提出日より 3 カ月以内に発行されたもの）
- ・団体役員名簿及び履歴書
- ・障害者雇用状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない場合は

「障がい者雇用状況報告書」）及び障がい者法定雇用率未達成法人等にあつては、障がい者雇入れ計画書

・大阪市老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

・配置職員経歴書

※ 以上について、各正本1部、副本9部（複写可）が必要

・選定結果通知用封筒一式（長型3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録用として242円の切手を貼付したもの）

5 申請を行う法人等に要求される事項

指定管理者指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他特記事項

本市では現在、市政改革プランを推進しているところであり、同プランの実行により、平成31年4月1日以降、センターの廃止、統合、用途の変更等を行うこととなった場合は、センターの指定管理者の指定を取り消すことがある。この場合において、当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、本市は、その賠償の責めを負わないものとする。

7 その他

(1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

別表

名称	所在地
大阪市立北区北老人福祉センター	大阪市北区同心1丁目5番27号
大阪市立北区大淀老人福祉センター	大阪市北区本庄東1丁目24番11号
大阪市立都島区老人福祉センター	大阪市都島区中野町4丁目2番24-108号
大阪市立福島区老人福祉センター	大阪市福島区海老江6丁目1番14号
大阪市立此花区老人福祉センター	大阪市此花区四貫島1丁目1番18号
大阪市立中央区東老人福祉センター	大阪市中央区農人橋1丁目1番6号
大阪市立中央区南老人福祉センター	大阪市中央区島之内2丁目12番6号
大阪市立西区老人福祉センター	大阪市西区本田3丁目7番2号
大阪市立港区老人福祉センター	大阪市港区夕風2丁目5番22号
大阪市立大正区老人福祉センター	大阪市大正区泉尾3丁目9番16号
大阪市立天王寺区老人福祉センター	大阪市天王寺区生玉寺町7番57号
大阪市立浪速区老人福祉センター	大阪市浪速区下寺2丁目2番12号
大阪市立西淀川区老人福祉センター	大阪市西淀川区佃2丁目9番5号

大阪市立東淀川区老人福祉センター	大阪市東淀川区淡路4丁目1番6号
大阪市立東成区老人福祉センター	大阪市東成区今里西3丁目6番6号
大阪市立生野区老人福祉センター	大阪市生野区勝山南4丁目7番35号
大阪市立旭区老人福祉センター	大阪市旭区森小路2丁目5番29号
大阪市立鶴見区老人福祉センター	大阪市鶴見区横堤5丁目5番51号
大阪市立阿倍野区老人福祉センター	大阪市阿倍野区阪南町5丁目12番26号
大阪市立住之江区老人福祉センター	大阪市住之江区南加賀屋3丁目1番20号
大阪市立住吉区老人福祉センター	大阪市住吉区遠里小野1丁目1番31号
大阪市立東住吉区老人福祉センター	大阪市東住吉区東田辺2丁目11番28号
大阪市立平野区老人福祉センター	大阪市平野区加美鞍作1丁目2番26号
大阪市立西成区老人福祉センター	大阪市西成区梅南1丁目4番27号

(福祉局高齢者施策部いきがい課)

大阪市告示第874号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社NKTコンサルタント ②そら訪問介護 大阪市福島区福島三丁目1番55-402号 ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①株式会社穂の香 ②穂の香訪問介護ステーション東住吉 大阪市東住吉区住道矢田八丁目5番18号 ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①株式会社メルシーライフ ②ヘルパーステーションメルシーライフ 大阪市西淀川区姫里二丁目17番16-401号 ファミリーハイツ姫里 ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①ここいろ株式会社 ②ここいろ株式会社 大阪市西淀川区柏里二丁目4番26-101号 ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①株式会社エルシード ②ヘルパーステーションやすらぎ 大阪市天王寺区石ケ辻町2番1-210号 シャトーウエダ ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①アカツキ株式会社 ②ルアナケアセンター万代池 大阪市住吉区万代三丁目11番17号 ③平成30年6月1日 ④訪問介護

①合同会社 f a m ②訪問介護サービス笑顔 大阪市東淀川区豊里七丁目2番

7号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①株式会社ありえす ②訪問介護ステーションきらめきの郷 大阪市旭区生江二丁目 4 番13号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①Y・K・A株式会社 ②ヘルパーステーション福寿苑 大阪市西成区太子二丁目 4 番 9 -202号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①合同会社虹色介護サービス ②虹色介護サービス 大阪市都島区都島北通二丁目 1 番25-201号 ロイヤルイースト ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①株式会社双樹 ②訪問介護ほがらか 大阪市平野区長吉長原西一丁目 3 番30-201号 辰野ハイツ ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①愛海松茶合同会社 ②あいみる・めんそーれ 大阪市住之江区南港中三丁目 9 番27号棟202号 サンユープラス南港 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①花よ合同会社 ②花よステーション 大阪市淀川区東三国六丁目13番 9 -502号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問介護

①株式会社N・フィールド ②訪問看護ステーションデューン大阪福島 大阪市福島区大開三丁目 1 番 2 -115号 野田パークマンションB号棟 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問看護

①医療法人森本医院 ②医療法人森本医院訪問看護ステーション 大阪市平野区瓜破西一丁目 8 番86号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問看護

①有限会社ヒューマンパワー ②麦畑訪問看護ステーション 大阪市平野区長吉川辺一丁目 1 番52-302号 リバーサイドハイツ ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問看護

①日本ウェルビーイング株式会社 ②ソレイユナーシング訪問看護ステーション 大阪市住之江区御崎五丁目 3 番19号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問看護

①SEIWAMEDICAL株式会社 ②訪問看護ステーションここあ 大阪府中央区谷町六丁目14番 5 号 ③平成30年 6 月 1 日 ④訪問看護

①社会福祉法人愛生会 ②豊生園共生型通所介護事業所 大阪市生野区勝山北四丁目 1 4 番28号 ③平成30年 6 月 1 日 ④共生型通所介護

①株式会社未来 ②せせらぎ 大阪市西成区千本北二丁目 1 番 3 号 ③平成30年 6 月 1 日 ④共生型通所介護

①社会福祉法人愛生会 ②豊生園共生型短期入所生活介護事業所 大阪市生野区勝山北四丁目14番28号 ③平成30年 6 月 1 日 ④共生型短期入所生活介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第875号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第 2 号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社ケアプランセンターあんしん倶楽部 ②ケアステーションふくしま倶楽部 大阪市福島区鷺洲三丁目1番1号104号室 ③平成30年5月31日 ④訪問介護

①株式会社ポコ・ア・ポコ ②ポコ・ア・ポコ 大阪市大正区南恩加島二丁目13番13号 ③平成30年5月31日 ④訪問介護

①株式会社ジャパンマネジメント ②81（エイティ・ワン）介護サービス 大阪市東淀川区瑞光三丁目1番8号 ③平成30年3月31日 ④訪問介護

①株式会社レックス ②ライフ・ケア 大阪市東淀川区豊新三丁目2番31号 ニュー小林1F ③平成30年5月31日 ④訪問介護

①合同会社スタート ②すずらん訪問介護ステーション 大阪市東淀川区南江口一丁目4番5号 サウスワン202号室 ③平成30年5月31日 ④訪問介護

①株式会社シェリール ②ソレイユ・ケアサービス千本中 大阪市西成区千本中二丁目12番16号 ③平成30年4月30日 ④訪問介護

①セイフティケア株式会社 ②クーパー訪問介護ステーション 大阪市西成区千本北二丁目13番1号 2F ③平成30年4月30日 ④訪問介護

①有限会社プラム愛ランド ②プラム愛ランド 大阪市北区梅田一丁目2番2号 大阪駅前第二ビル2階 ③平成30年4月30日 ④訪問介護

①医療法人鴻尚会 ②医療法人鴻尚会ヘルパーステーション『ハーベスト』 大阪市平野区背戸ロー一丁目7番1号 ③平成30年5月31日 ④訪問介護

①株式会社Aiスローライフ ②ラベンダー訪問介護サービス 大阪市平野区瓜破七丁目1番30号 R i o r a 平野1階101号室 ③平成30年3月31日 ④訪問介護

①医療法人昌善会 ②医療法人昌善会ヘルパーステーション 大阪市鶴見区放出東二丁目21番25号 202号室 ③平成30年4月30日 ④訪問介護

①株式会社ATTECC ②さくら・介護ステーションまっちゃ町 大阪市中央区谷町七丁目6番14 ③平成30年4月30日 ④訪問介護

①株式会社介護事業研究会 ②ヘルパーステーションC l e a r 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル4階 ③平成30年3月31日 ④訪問介護

①エルケア株式会社 ②エルケア株式会社エルケア訪問看護ステーション 大阪市東淀川区東中島一丁目7番23号 シティコート新大阪202号室 ③平成30年4月30日 ④訪問看護

①株式会社ジャパンマネジメント ②JM訪問看護ステーション 大阪市東淀川区瑞光三丁目1番8号 ③平成30年3月31日 ④訪問看護

①有限会社レム2004 ②からあ訪問看護ステーション 大阪市西成区天下茶屋二丁目16番26号 ③平成30年2月28日 ④訪問看護

①株式会社えみゆう ②訪問看護ステーションほ〜ぷけあ淀川 大阪市淀川区十三東一丁目2番15号 1/S i n 十三102号室 ③平成30年5月31日 ④訪問

看護

- ①株式会社アートケア ②アートケア訪問看護ステーション 大阪市生野区勝山南二丁目6番32号 ③平成30年4月30日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①株式会社三都 ②訪問看護ステーションさと 大阪市西淀川区中島一丁目20番26号 リバーサイド西淀川307号室 ③平成30年4月30日 ④居宅療養管理指導
- ①合同会社シクロ ②パルクール訪問看護ステーション 大阪市西成区鶴見橋一丁目6番32号 ③平成30年4月30日 ④居宅療養管理指導
- ①株式会社ユニ・リズム ②福祉用具センターユニ・リズム 大阪市城東区嶋野西二丁目9番2号 ③平成30年4月30日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①有限会社ブローム ②ケア・サポート「ふれあい」 大阪市住之江区西住之江二丁目13番17号 松栄住之江ビル5階 ③平成30年4月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①千鶴合同会社 ②千鶴福祉用具センター 大阪市淀川区新高一丁目8番8号 ③平成30年4月30日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①有限会社OFFICE CHOCOLATE ②トラスト福祉サービス 大阪市中央区西心斎橋二丁目17番10号 ビラ・イノウエ1F ③平成30年4月30日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第876号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

平成30年6月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社相志 ②デイサービスきぼう枚方 大阪府枚方市津田東町三丁目20番20号 ③平成30年4月30日 ④地域密着型通所介護

①株式会社錦 ②こもれびデイサービスセンター 大阪市西成区天下茶屋東一丁目20番5号 ③平成30年5月31日 ④地域密着型通所介護

①生活協同組合おおさかパルコープ ②生活協同組合おおさかパルコープデイサービスみやこじま 大阪市都島区御幸町二丁目13番7号 1階 ③平成30年5月31日 ④地域密着型通所介護

①有限会社KATE ②デイサービスセンターなの花 大阪府堺市中区土師町一丁目12番25号 ③平成30年3月31日 ④地域密着型通所介護

①コスモス株式会社 ②沢の町デイサービス 大阪市住吉区千駄二丁目2番13号 ③平成30年3月31日 ④地域密着型通所介護

①株式会社グローバルケア ②デイサービス延寿 大阪市淀川区西三国四丁目5番22号 ③平成30年4月30日 ④地域密着型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社メルシーライフ ②ケアプランセンターメルシーライフ 大阪市西淀川区姫里二丁目17番16-401号 ファミリーハイツ姫里 ③平成30年6月1日

④居宅介護支援

①有限会社ラポール ②介護支援センターなかよし天王寺 大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目8番9-103号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①合同会社エートル ②エートルケアプランセンター 大阪市西成区天下茶屋東一丁目13番17号 1階 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①のりこ&えいこ株式会社 ②介護のノリエー 大阪市西成区太子二丁目4番10号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①有限会社かざみどり ②ケアプランセンターかざみどり 大阪市平野区西脇一丁目18番10号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①合同会社川村 ②ケアプランセンターかわむら 大阪市平野区平野東二丁目11番59号（北棟） ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人川福会 ②ケアプランセンターすいれん 大阪市鶴見区諸口6丁目15番74号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

①株式会社アルファテック ②ライフ居宅支援センター 大阪市中央区本町四丁目4番17号 RE-012 610号室 ③平成30年6月1日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第878号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社えみゆう ②ふくしまケアプランセンター 大阪市福島区大開二丁目3番1号 パネ協大阪センタービル4F ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①わっふる合同会社 ②相談支援センターりんく 大阪市福島区海老江二丁目6番19号 ③平成30年3月31日 ④居宅介護支援

①有限会社システムケアアサヒ ②あさひケアプランセンター 大阪市東住吉区東田辺一丁目16番16号 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①株式会社美豊 ②ケアセンター悠友 大阪市住吉区荻田三丁目8番12号 あびこスカイハイツ105号室 ③平成30年3月31日 ④居宅介護支援

①株式会社花楽園 ②花楽園住吉ケアプランセンター 大阪市住吉区千林二丁目2番5号 1階 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①医療法人アエバ会 ②アエバケアプランセンター 大阪市生野区勝山南四丁目16番43号1階 ③平成30年3月31日 ④居宅介護支援

①株式会社勇翔 ②ケアセンターたいようアベノ 大阪市阿倍野区阪南町五丁目10番8号 第2東五ビル1F ③平成30年5月31日 ④居宅介護支援

①株式会社花の里 ②よもぎケアプランセンター 大阪市阿倍野区阪南町一丁目56番18号 グレースハウス108号室 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①合同会社スタート ②すずらんケアプランセンター 大阪市東淀川区南江口一丁目4番5号 サウスワン202号室 ③平成30年5月31日 ④居宅介護支援

①有限会社ポニー介護サービス ②ポニーケアプランセンター 大阪市旭区赤川二丁目5番6号 ロウピイアイル302号室 ③平成30年5月31日 ④居宅介護支援

①有限会社気海 ②あらじんケアプランセンター 大阪市旭区大宮四丁目6番14号 ロワイアルアーン階 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①株式会社シェリール ②ソレイユ・ケアプランセンター千本中 大阪市西成区千本中二丁目12番16号 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①合同会社杏 ②あんずケアサポート 大阪市都島区友渕町二丁目8番14-201号 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①株式会社ATTECC ②さくら支援ステーションまっちゃ町 大阪市中央区谷町七丁目6番14 ③平成30年4月30日 ④居宅介護支援

①株式会社介護事業研究会 ②ケアプランセンターケア・ブリッジ 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル4階 ③平成30年3月31日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社N・フィールド ②訪問看護ステーションデューン大阪福島 大阪市福島区大開三丁目1番2-115号 野田パークマンションB号棟 ③平成30年6月1日 ④介護予防訪問看護

①医療法人森本医院 ②医療法人森本医院訪問看護ステーション 大阪市平野区瓜破西一丁目8番86号 ③平成30年6月1日 ④介護予防訪問看護

①有限会社ヒューマンパワー ②麦畑訪問看護ステーション 大阪市平野区長吉川辺一丁目1番52-302号 リバーサイドハイツ ③平成30年6月1日 ④介護予防訪問看護

①日本ウェルビーイング株式会社 ②ソレイユナーシング訪問看護ステーション 大阪市住之江区御崎五丁目3番19号 ③平成30年6月1日 ④介護予防訪問看護

①SEIWAMEDICAL株式会社 ②訪問看護ステーションここあ 大阪市中央区谷町六丁目14番5号 ③平成30年6月1日 ④介護予防訪問看護

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

**大阪市告示第880号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社ユニ・リズム ②福祉用具センターユニ・リズム 大阪市城東区嶋野西二丁目9番2号 ③平成30年4月30日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①有限会社ブROOM ②ケア・サポート「ふれあい」 大阪市住之江区西住之江二丁目13番17号 松栄住之江ビル5階 ③平成30年4月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

- ①千鶴合同会社 ②千鶴福祉用具センター 大阪市淀川区新高一丁目8番8号
 ③平成30年4月30日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①有限会社OFFICE CHOCOLATE ②トラスト福祉サービス 大阪市中央区西心斎橋二丁目17番10号 ビラ・イノウエ1F ③平成30年4月30日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①エルケア株式会社 ②エルケア株式会社エルケア訪問看護ステーション 大阪市東淀川区東中島一丁目7番23号 シティコート新大阪202号室 ③平成30年4月30日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社ジャパンマネジメント ②JM訪問看護ステーション 大阪市東淀川区瑞光三丁目1番8号 ③平成30年3月31日 ④介護予防訪問看護
- ①有限会社レム2004 ②からあ訪問看護ステーション 大阪市西成区天下茶屋二丁目16番26号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社えみゆう ②訪問看護ステーションほ〜ぷけあ淀川 大阪市淀川区十三東一丁目2番15号 1/Sin十三102号室 ③平成30年5月31日 ④介護予防訪問看護
- ①株式会社アートケア ②アートケア訪問看護ステーション 大阪市生野区勝山南二丁目6番32号 ③平成30年4月30日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導
- ①株式会社三都 ②訪問看護ステーションさと 大阪市西淀川区中島一丁目20番26号 リバーサイド西淀川307号室 ③平成30年4月30日 ④介護予防居宅療養管理指導
- ①合同会社シクロ ②パルクール訪問看護ステーション 大阪市西成区鶴見橋一丁目6番32号 ③平成30年4月30日 ④介護予防居宅療養管理指導
 (福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第881号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により、第一号事業を行う指定事業者として指定したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年6月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①合同会社fam ②訪問介護サービス笑顔 大阪市東淀川区豊里七丁目2番7号 ③平成30年6月1日 ④介護予防型訪問サービス
- ①株式会社双樹 ②訪問介護ほがらか 大阪市平野区長吉長原西一丁目3番30-201号 辰野ハイツ ③平成30年6月1日 ④介護予防型訪問サービス
- ①株式会社ネクストビジョン ②ホームヘルプサービスケアビレッジ御坊 和

歌山県御坊市湯川町財部377-6 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社メルシーライフ ②ヘルパーステーションメルシーライフ 大阪市西淀川区姫里二丁目17番16-401号 ファミリーハイツ姫里 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①ここいろ株式会社 ②ここいろ株式会社 大阪市西淀川区柏里二丁目4番26-101号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社エルシード ②ヘルパーステーションやすらぎ 大阪市天王寺区石ケ辻町2番1-210号 シャトーウエダ ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①アカツキ株式会社 ②ルアナケアセンター万代池 大阪市住吉区万代三丁目11番17号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ありえす ②訪問介護ステーションきらめきの郷 大阪市旭区生江二丁目4番13号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①Y・K・A株式会社 ②ヘルパーステーション福寿苑 大阪市西成区太子二丁目4番9-202号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社セカンド・ライフ ②セカンド・ライフ 大阪府松原市天美北二丁目14番8号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社レックス ②れーくす 大阪府東大阪市水走一丁目16番19号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社虹色介護サービス ②虹色介護サービス 大阪市都島区都島北通二丁目1番25-201号 ロイヤルイースト ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①愛海松茶合同会社 ②あいみる・めんそーれ 大阪市住之江区南港中三丁目9番27号棟202号 サンコーポラス南港 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①花よ合同会社 ②花よステーション 大阪市淀川区東三国六丁目13番9-502号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社さくら介護 ②さくら介護センター 大阪市福島区大開二丁目2番2号 ③平成30年 6 月 1 日 ④生活援助型訪問サービス

①エムシーエス株式会社 ②訪問介護アップル 大阪市東淀川区淡路三丁目3番21号 ③平成30年 6 月 1 日 ④生活援助型訪問サービス

①社会福祉法人健成会 ②デイサービスセンター加賀屋の森 大阪市住之江区北加賀屋五丁目4番23号 ③平成30年 6 月 1 日 ④介護予防型通所サービス・

短時間型通所サービス

①株式会社未来 ②せせらぎ 大阪市西成区千本北二丁目1番3号 ③平成30年6月1日 ④共生型第一号通所事業（介護予防型）・共生型第一号通所事業（短時間型）

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第882号

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第一号事業の廃止の届出があったので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①SOMPOケアネクスト株式会社 ②SOMPOケア ラヴィーレ岸和田訪問介 大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①アイケアライフ株式会社 ②アイケアライフ 大阪府高槻市清福寺町20番1号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーケアセンターもり 大阪府守口市本町二丁目5番18号 守口C I Dビル3階 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社T o キープライフ ②訪問介護センター・オアシス 大阪市西淀川区佃一丁目1番56号 ③平成30年4月30日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社ケア21 ②ケア21 守口 大阪府守口市京阪本通一丁目3番2号 新近藤ビル4階 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社ケア21 ②ケア21 茨木 大阪府茨木市水尾一丁目14番5号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社ジャパンマネジメント ②81（エイティ・ワン）介護サービス 大阪市東淀川区瑞光三丁目1番8号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社ピュアライフ ②介護ステーションくらら 大阪府守口市金下町1丁目2番1号 土居マンション1F ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①社会福祉法人ロータス福祉会 ②ロータスヘルパーステーション門真 大阪府門真市堂山町25番20号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①有限会社心 ②こころ介護支援センター 大阪府堺市南区宮山台一丁目6番10号 山楠宮山台貸店舗B号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①有限会社生活支援サービスたんぽぽ ②生活支援サービスたんぽぽ 大阪府堺市南区城山台二丁目2番17号 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス

①セイフティケア株式会社 ②クーパー訪問介護ステーション 大阪市西成区千本北二丁目13番1号 2F ③平成30年4月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①医療法人鴻尚会 ②医療法人鴻尚会ヘルパーステーション『ハーベスト』 大阪市平野区背戸ロー丁目7番1号 ③平成30年5月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①医療法人昌善会 ②医療法人昌善会ヘルパーステーション 大阪市鶴見区放出東二丁目21番25号 202号室 ③平成30年4月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社A i スローライフ ②ラベンダー訪問介護サービス 大阪市平野区瓜破七丁目1番30号 R i o r a 平野1階101号室 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社A T T E C C ②さくら・介護ステーションまっちゃ町 大阪市中中央区谷町七丁目6番14 ③平成30年4月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ケアプランセンターあんしん倶楽部 ②ケアステーションふくしま倶楽部 大阪市福島区鷺洲三丁目1番1号 104号室 ③平成30年5月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社シェリール ②ソレイユ・ケアサービス千本中 大阪市西成区千本中二丁目12番16号 ③平成30年4月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ポコ・ア・ポコ ②ポコ・ア・ポコ 大阪市大正区南恩加島二丁目13番13号 ③平成30年5月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社レークス ②ライフ・ケア 大阪市東淀川区豊新三丁目2番31号 ニュー小林1F ③平成30年5月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社介護事業研究会 ②ヘルパーステーションC l e a r 大阪市中中央区谷町二丁目2番22号 N S ビル4階 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社日本エルダリーケアサービス ②さくらそう吹田 大阪府吹田市泉町一丁目23番15号 第八関根マンション201号室 ③平成30年3月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社スタート ②すずらん訪問介護ステーション 大阪市東淀川区南江ロー丁目4番5号 サウスワン202号室 ③平成30年5月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①社会福祉法人レーベンダルク ②ホームヘルパーステーションライフケア尾

崎 大阪府阪南市尾崎町204番地の6 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①社会福祉法人暁光会 ②あかつきホーム・ヘルパー・ステーション 大阪府箕面市白島三丁目16番1号 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①特定非営利活動法人エール ②エール・ジャパン 大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁目1-37 メゾン三国ヶ丘101号室 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①有限会社プラム愛ランド ②プラム愛ランド 大阪市北区梅田一丁目2番2号 大阪駅前第二ビル2階 ③平成30年 4 月30日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①有限会社エイチジー ②ハストワ 大阪市天王寺区舟橋町20番21号 ③平成30年 3 月31日 ④生活援助型訪問サービス

①SOMPOケアネクスト株式会社 ②SOMPOケア ハッピーデイズ岸和田 大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社T o キープライフ ②あいデイサービスセンター 大阪市旭区新森二丁目3番4号 ③平成30年 4 月30日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社グローバルケア ②デイサービス延寿 大阪市淀川区西三国四丁目5番22号 ③平成30年 4 月30日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社コア・クリスタル ②リハビリステーションなごみ庵 大阪市鶴見区今津中四丁目1番20号 C、D号 ③平成30年 4 月30日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社メディケア・リハビリ ②デイセンターリハビリプラザ交野 大阪府交野市私部西四丁目11番18号 ③平成30年 5 月31日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社メディケア・リハビリ ②デイルーム加美 大阪市平野区加美正覚寺三丁目5番36号 ③平成30年 5 月31日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社関西センコー ②あすなるリハビリデイサービス 大阪府吹田市江坂町一丁目2番16号 江坂ダイヤモンドビル3階・4階 ③平成30年 4 月30日 ④介護予防型通所サービス

①飯田興産株式会社 ②ももだにデイサービス木楽荘 大阪市生野区桃谷二丁目10番41号 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型通所サービス

①有限会社K A T E ②デイサービスセンターなの花 大阪府堺市中区土師町一丁目12番25号 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型通所サービス

①コスモス株式会社 ②沢の町デイサービス 大阪市住吉区千駄二丁目2番13号 ③平成30年 3 月31日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①株式会社錦 ②こもればいデイサービスセンター 大阪市西成区天下茶屋東一丁目20番5号 ③平成30年 5 月31日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

- ①生活協同組合おおさかパルコープ ②生活協同組合おおさかパルコープデイサービスみやこじま 大阪市都島区御幸町二丁目13番7号 1階 ③平成30年5月31日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス
- ①株式会社ビーナス ②ビーナスクラブ鳳 大阪府堺市西区鳳北町八丁446番地の1 ③平成30年3月31日 ④短時間型通所サービス
- ①社会福祉法人淳風会 ②デイサービスセンター淳風おおさか 大阪市北区大淀南二丁目5番20号 ③平成30年3月31日 ④短時間型通所サービス
- ①有限会社T・PLAN ②介護サロン花つるみ 大阪市鶴見区鶴見三丁目13番9号 ③平成30年3月31日 ④短時間型通所サービス
- ①公益社団法人 大阪府柔道整復師会 ②佐野整骨院 大阪市東住吉区桑津五丁目11番7号 ③平成30年4月30日 ④選択型通所サービス
- ①公益社団法人 大阪府柔道整復師会 ②村田整骨院 大阪市旭区太子橋三丁目10番7号 ③平成30年4月30日 ④選択型通所サービス

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第883号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日
- ①アスカアイ薬局 ②淀川区新北野三丁目12-10 マンションSGI塚本 1階 ③調剤 ④平成30年5月7日
- ①ファン薬局 日生病院前 ②西区江之子島二丁目2-2 ③調剤 ④平成30年6月1日
- ①クローバー薬局 ②都島区都島本通三丁目9-20 1階 ③調剤 ④平成30年5月1日
- ①あすなろ薬局 ②東成区深江北二丁目8-21 サンアーク深江橋102号 ③調剤 ④平成30年6月1日
- ①コクミン薬局 東粉浜店 ②住吉区東粉浜三丁目22-9 西尾ビル1階 ③調剤 ④平成30年6月1日
- ①あけぼの薬局 都島店 ②都島区毛馬町二丁目11-36-105 ③調剤 ④平成30年5月1日
- ①サンプラザ薬局新大阪 ②淀川区木川東三丁目3-32 サンスクエア新大阪1階 ③調剤 ④平成30年5月1日
- ①おもいやり薬局 鶴橋店 ②生野区鶴橋一丁目6-25 ③調剤 ④平成30年6月1日

①阪神薬局 ②中央区安土町三丁目2-2 中外ビル1階 ③調剤 ④平成30年
5月3日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)



大阪市告示第884号

大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内において行うこども文化センター事業の内容等について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

事業名	実施日	実施時間	事業を行う大阪市立男女共同参画センター西部館の施設
ブラスバンド教室	7月7日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室
こども広場7月	7月8日	9：00～ 12：00	多目的室
こども詩の会	7月14日	13：00～ 17：00	研修室
ミュージカル教室	7月15日	13：00～ 17：00	多目的室
ミュージカル教室	7月21日	10：00～ 12：00	多目的室
ブラスバンド教室	7月21日	13：00～ 17：00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室
こども劇場：音楽 「夏休みファミリー コンサート」仕込み	7月21日	18：00～ 21：30	会議室・多目的室・クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
こども劇場：音楽 「夏休みファミリー コンサート」	7月22日	9：00～ 17：00	会議室・多目的室・クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
ミュージカル教室	7月24日	10：00～ 12：00	多目的室
親子でバルーン教室	7月25日	13：00～ 17：00	研修室・保育室
ミュージカル教室	7月31日	10：00～ 12：00	多目的室

親子でバルーン教室	8月1日	13：00～ 17：00	研修室・保育室
ミュージカル教室	8月2日	10：00～ 12：00	多目的室
ミュージカル教室	8月3日	10：00～ 12：00	多目的室
こども劇場：映画 「ファインディング グ・ニモ」（準備）	8月3日	9：00～ 21：30	展示ギャラリー
ブラスバンド教室	8月4日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的室・ク ラフト調理室・保育室
こども劇場：映画 「ファインディング グ・ニモ」	8月4日	10：00～ 17：00	展示ギャラリー・保育室
ミュージカル教室	8月7日	10：00～ 12：00	多目的室
ミュージカル教室	8月9日	10：00～ 12：00	多目的室
こども広場 8 月	8月11日	11：00～ 11：45	多目的室
ミュージカル教室	8月17日	10：00～ 12：00	多目的室
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月17日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月18日	10：00～ 12：00	多目的室
ブラスバンド教室	8月18日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的室・ク ラフト調理室・保育室
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月18日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月19日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月21日	10：00～ 12：00	多目的室
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月21日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー

ミュージカル教室	8月22日	14：00～ 16：00	多目的室
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月22日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月23日	10：00～ 12：00	多目的室
大阪市こども文化フ ェスティバル リハ ーサル	8月23日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
大阪市こども文化フ ェスティバル（準 備）	8月24日	18：00～ 21：30	研修室・会議室・クラフト調理 室・多目的室・展示ギャラリー ・保育室
大阪市こども文化フ ェスティバル	8月25日	9：00～ 21：30	研修室・会議室・クラフト調理 室・多目的室・展示ギャラリー ・保育室
大阪市こども文化フ ェスティバル	8月26日	9：00～ 21：30	研修室・会議室・クラフト調理 室・多目的室・展示ギャラリー ・保育室
こども広場 9 月	9月1日	11：00～ 11：45	多目的室
ブラスバンド教室	9月1日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的室・ク ラフト調理室・保育室
こども詩の会	9月8日	13：00～ 17：00	研修室
こども劇場：映画 「ベイブ」（準備）	9月8日	13：：00 ～21：30	展示ギャラリー
こども劇場：映画 「ベイブ」	9月9日	10：00～ 17：00	展示ギャラリー・保育室
ブラスバンド教室	9月15日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的室・ク ラフト調理室・保育室
こども劇場：公演 「テツマロさんのマ ジカルバルーンショ ー」（準備）	9月16日	9：00～ 21：30	展示ギャラリー
こども劇場：公演 「テツマロさんのマ ジカルバルーンショ ー」	9月17日	9：00～ 17：00	クラフト調理室・展示ギャラリ ー・保育室
大阪市中学校秋季総 合体育大会 ダンス	9月22日	9：00～ 20：00	展示ギャラリー

の部 リハーサル			
大阪市中学校秋季総合体育大会 ダンスの部	9月23日	9:00～ 17:00	研修室・会議室・多目的室・展示ギャラリー
ブラスバンド教室	9月29日	13:30～ 16:00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室
こども劇場：赤ちゃんと一緒にシリーズ 映画「作品未定」 (準備)	9月30日	9:00～ 21:30	展示ギャラリー

(こども青少年局企画部青少年課)

**大阪市告示第885号**

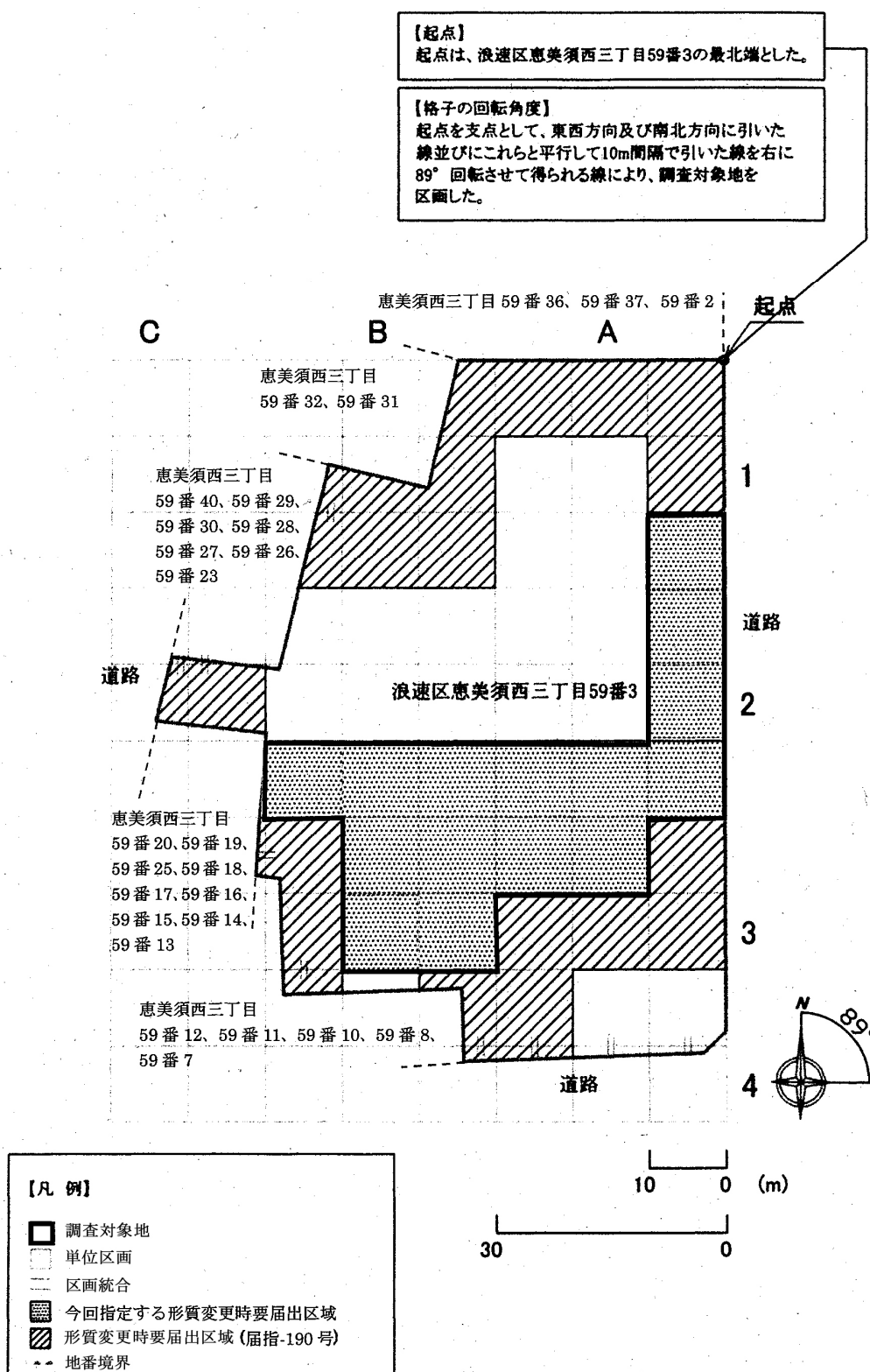
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成30年 6 月 29 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市浪速区恵美須西三丁目59番3の一部）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素^び及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第886号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成

26年大阪市告示第994号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成28年大阪市告示第889号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）、平成28年大阪市告示第1299号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）及び平成29年大阪市告示第340号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域
大阪市福島区鷺洲五丁目12番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第887号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、平成29年大阪市告示第854号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の特定有害物質の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 特定有害物質の指定を一部解除する形質変更時要届出区域
大阪市西淀川区竹島一丁目 1 番、14番 1 の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完調査による基準適合の確認

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第888号

大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号。以下「霊園条例」という。）
第20条の20の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告
する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1
あべのルシアス13階
大阪市環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）
電話 06-6630-3135

2 業務の概要

(1) 霊園の名称及び所在地

ア 名 称 大阪市設泉南メモリアルパーク
イ 所在地 大阪府阪南市箱作2603-1

(2) 業務の範囲

ア (1)に掲げる霊園（以下「代行霊園」という。）の使用許可に関する
こと。ただし、申請書等の受付及び許可証等の交付に限る。
イ 代行霊園の維持保全に関すること
ウ その他、代行霊園の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 休場日
代行霊園は休場日を設けません
イ 開場時間
代行霊園は24時間利用可能な状態にすること
ウ 個人情報の保護
当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報につい
ては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定める
ところにより取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人
その他の団体（以下「法人等」という。）が申請することができます。個人
での申請はできません。

(1) 霊園条例第20条の22の規定に該当していないこと。

- (2) 直近3年度間において、法人税、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定している欠格条項に該当していないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること（防火管理者・危険物取扱者等）。

※ 霊園条例第20条の22各号のいずれかに該当する法人等の指定申請は無効とする。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、霊園条例第20条の23の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成30年7月2日（月）から同年8月31日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、環境局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

①指定申請に関する誓約書

②法人等の概要書

- ③障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇入れ計画書
- ④役員の名簿（役員全員の名簿。法人以外の団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）
- ⑤印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年度分。納税証明書の「その3」又は「その3の3」。提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑦本店所在地の市町村民税（東京都内の場合は都民税）の納税証明書（直近3年度分。法人以外の団体にあつては、これに相当する納税証明書。）
- ⑧法人登記事項証明書（直近のもの。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類。）
- ⑨収支予算書及び収支予算積算明細
- ⑩施設の管理運営に関する事業計画書
- ⑪結果通知用封筒一式
- ※ 複数の法人等が連合体を構成して申請する場合には、それぞれの法人等に係る書類の提出が必要となる場合があります。

エ 受付期間

平成30年 8 月 27 日（月）午前 9 時 30 分から

平成30年 8 月 31 日（金）午後 5 時まで

受付時間は午前 9 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（環境局事業部事業管理課）

大阪市告示第889号

大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号。以下「霊園条例」という。）第20条の20及び大阪市立納骨堂条例（昭和24年大阪市条例第30号。以下「納骨堂条例」という。）第9条の4の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成30年 6 月 29 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1

あべのルシ阿斯13階

大阪市環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）

電話 06-6630-3135

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

ア 名 称 ①大阪市設瓜破霊園（瓜破霊園内合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）を含む。）

②大阪市設服部霊園

③大阪市設南霊園

④大阪市設北霊園

⑤大阪市立服部納骨堂

イ 所在地 ①大阪市平野区瓜破東 4-4-164

②豊中市弘田町 1-1

③大阪市阿倍野区阿倍野筋 4-19-115

④大阪市北区長柄中 2-4-25

⑤服部霊園内

(2) 業務の範囲

ア (1)に掲げる霊園（以下「代行霊園」という。）及び納骨堂の使用許可に関すること。ただし、申請書等の受付及び許可証等の交付に限る。

イ 代行霊園及び納骨堂の維持保全に関すること

ウ その他、代行霊園及び納骨堂の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 休場（休館）日

代行霊園 なし

納骨堂 月曜日（12月29日から翌1月3日に当たる場合を除く。）

合葬式墓地 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌1月3日に当たる場合を除く。）

イ 開場（開館）時間

代行霊園（合葬式墓地を除く。）は24時間利用可能な状態にすること
納骨堂及び合葬式墓地 午前9時から午後5時まで

ウ 納骨堂及び合葬式墓地の休館日（休場日）及び開館（開場）時間の変更
納骨堂及び合葬式墓地の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日（休場日）を変更し、又は臨時の休館日（休場日）を定める又は開館（開場）時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）が申請することができる。（個人での申請は不可）

- (1) 霊園条例第20条の22及び納骨堂条例第 9 条の 6 の規定に該当していないこと。
 - (2) 直近 3 年度間において、法人税、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の 4 に規定している欠格条項に該当していないこと。
 - (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
 - (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (6) 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
 - (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
 - (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること（防火管理者・危険物取扱者等）。
- ※ 霊園条例第20条の22及び納骨堂条例第 9 条の 6 各号のいずれかに該当する法人等の指定申請は無効とする。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、霊園条例第20条の23及び納骨堂条例第 9 条の 7 の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成30年 7 月 2 日（月）から同年 8 月31日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。）の午前 9 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、上記 1 において無償により交付する。また、環境局のホー

ムページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

①指定申請に関する誓約書

②法人等の概要書

③障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇入れ計画書

④役員の名簿（役員全員の名簿。法人以外の団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）

⑤印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から 3 月以内のもの。）

⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 3 年度分。納税証明書の「その 3」又は「その 3 の 3」。提出日において発行の日から 3 月以内のもの。）

⑦本店所在地の市町村民税（東京都内の場合は都民税）の納税証明書（直近 3 年度分。法人以外の団体にあつては、これに相当する納税証明書。）

⑧法人登記事項証明書（直近のもの。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類。）

⑨収支予算書及び収支予算積算明細

⑩施設の管理運営に関する事業計画書

⑪結果通知用封筒一式

※ 複数の法人等が連合体を構成して申請する場合には、それぞれの法人等に係る書類の提出を求めることがある。

エ 受付期間

平成30年 8 月27日（月）午前 9 時30分から

平成30年 8 月31日（金）午後 5 時まで

受付時間は午前 9 時30分から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

（環境局事業部事業管理課）

大阪市告示第890号

大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号。以下「霊園条例」という。）
第20条の20の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告
する。

平成30年 6 月 29 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1
あべのルシアス13階
大阪市環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）
電話 06-6630-3135

2 業務の概要**(1) 霊園の名称及び所在地**

ア 名 称 ①大阪市設住吉霊園
②大阪市設千駄霊園
③大阪市設平野霊園
④大阪市設松原霊園
⑤大阪市設加美霊園

イ 所在地 ①大阪市住吉区万代東 4-4
②大阪市住吉区千駄 1-4
③大阪市平野区平野南 3-11
④大阪市東住吉区山坂 5-15
⑤大阪市平野区加美北 8-3-38

(2) 業務の範囲

ア (1)に掲げる霊園（以下「代行霊園」という。）の使用許可に関するこ
と。ただし、申請書等の受付及び許可証等の交付に限る。

イ 代行霊園の維持保全に関すること

ウ その他、代行霊園の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 休場日
なし

イ 開場時間
代行霊園は24時間利用可能な状態にすること

ウ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報につい
ては、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第11号）に定める
ところにより取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）が申請することができる。（個人での申請は不可）

- (1) 霊園条例第20条の22の規定に該当していないこと。
- (2) 直近3年度間において、法人税、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定している欠格条項に該当していないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること（防火管理者・危険物取扱者等）。

※ 霊園条例第20条の22各号のいずれかに該当する法人等の指定申請は無効とする。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、霊園条例第20条の23の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

- (2) 募集要項の交付方法

平成30年7月2日（月）から同年8月31日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、環境局のホームページよりダウンロードすることができる。

- (3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

- ①指定申請に関する誓約書
- ②法人等の概要書
- ③障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇入れ計画書
- ④役員の名簿（役員全員の名簿。法人以外の団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）
- ⑤印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から 3 月以内のもの。）
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 3 年度分。納税証明書の「その 3」又は「その 3 の 3」。提出日において発行の日から 3 月以内のもの。）
- ⑦本店所在地の市町村民税（東京都内の場合は都民税）の納税証明書（直近 3 年度分。法人以外の団体にあつては、これに相当する納税証明書。）
- ⑧法人登記事項証明書（直近のもの。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類。）
- ⑨収支予算書及び収支予算積算明細
- ⑩施設の管理運営に関する事業計画書
- ⑪結果通知用封筒一式

※ 複数の法人等が連合体を構成して申請する場合には、それぞれの法人等に係る書類の提出を求めることがある。

エ 受付期間

平成30年 8 月27日（月）午前 9 時30分から

平成30年 8 月31日（金）午後 5 時まで

受付時間は午前 9 時30分から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（環境局事業部事業管理課）

大阪市告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年7月13日までに除却されたい。

その日までに除去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大 正 区 第 2 6 号 線	大 正 区 鶴 町 1 丁 目 3 番 先	コンクリート ブロック

（建設局総務部路政課）

大阪市告示第892号

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成30年6月29日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 回数利用料金

自転車駐車場名称	区画	自転車		原動機付自転車	
		11回	24回	11回	24回
大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場	一般区画	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円
	特定区画	1,000円	2,000円	—	

備考

- この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局企画部方面調整課）

大阪市水道局告示第36号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融 機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪信用金庫	難波支店	変更前	大阪市中央区難波千日前 15-16	平成 30 年 7 月 9 日
		変更後	大阪市中央区島之内 2 丁目 15-20 (大阪信用金庫 日本橋支店内)	

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第37号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号）

①大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク再構築および
運用保守業務委託 一式 ②総合評価一般競争入札 ③30. 4. 9 ④NEC
フィールディング（株） 大阪府中央区城見 1-4-24NEC 関西ビル17階
⑤851, 999, 040円 ⑥30. 1. 12

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第38号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第 1 項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第 4 号）第17条第 1 項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

名 称	所 在 地	指 定 日
水工房	大阪市鶴見区徳庵1丁目1番4-106号	平成30年 6月11日
河田土木興業株式会社	大阪府中央区天満橋京町1番22号3F 1	
株式会社矢寺水道興業社	大阪府柏原市旭ヶ丘1丁目7番27号	
有限会社石田電機工業所	京都府木津川市加茂町大野大野37番地	
株式会社山崎設備	兵庫県尼崎市南清水29番23号1F	
株式会社 Border	大阪市東住吉区湯里5丁目4番10号	

(水道局工務部給水課)

大阪市水道局告示第39号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第3項の規定に基づき、次の者の指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

名 称	所 在 地	取 消 日
AQUA・PLUS アクアプラス	大阪府富田林市若松町西1番1850	平成30年6月11日

(水道局工務部給水課)

大阪市水道局告示第40号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場） 2,076,000kg
 - ② 水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所） 1,890,000kg
- 以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 納入の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成30年9月10日（月）から平成31年3月31日（日）まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること。
- (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①及び②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)の資格を認められた者は入札に参加することができる。

ただし、落札者となるためには、入札後に行う技術審査において、(5)～(9)の要件についても資格を認められる必要がある。

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年7月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての「納入実績調書」の提出ができること（契約書の写し等を添付すること）
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていることについての「納入体制届出書」の提出ができること
- (7) 納入希望物品の品質内容についての「品質調書」の提出ができること（品質表及び分析結果表の分析結果書または認証登録証の写しを添付すること）
- (8) 当該物品を確実に納入できることについての「安定供給保証書」の提出ができること（製造業者の申出の際は不要）
- (9) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができるこ

と（写し可）

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市
電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 告示の日から平成30年7月13日（金）まで
無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 告示の日から平成30年7月13日（金）
午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年8月29日（水）から同月30日（木）まで
の午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年8月31日（金）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年8月31日（金）午前11時から午前11時30
分まで
- イ 開札予定日時 平成30年8月31日（金）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第
7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等によ
る入札の場合は平成30年8月30日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書
に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額
（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約に
あつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当
する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記 3 (1)～(9)の資格要件を満たしている場合に落札とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成30年 7 月13日（金）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期間において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- ① Caustic soda (liquid)
(Kunijima Purification Plant) 2,076,000kg
- ② Caustic soda (liquid)
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 1,890,000kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 13 July 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 29 August 2018 to 5:00PM, 30 August 2018
- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 31 August 2018
- ③ by post: 5:00PM, 30 August 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-
chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(水道局総務部管財課)



大阪市水道局告示第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成30年 6 月29日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場） 730,000kg
- ② 水道用濃硫酸（柴島浄水場） 460,000kg
- ③ 水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場） 3,010,000kg
- ④ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（長居配水場 ほか7か所） 91,770kg
- ⑤ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場 ほか1か所） 630,000kg
- ⑥ 水道用濃硫酸（庭窪浄水場 ほか1か所） 330,000kg
- ⑦ 水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場 ほか1か所） 2,670,000kg

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年10月1日（月）から平成31年3月31日（日）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること

(6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑦の 物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)の資格を認められた者は入札に参加することができる。

ただし、落札者となるためには、入札後に行う技術審査等において、(5)～(9)の要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年 7 月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての「納入実績調書」の提出ができること（契約書の写し等を添付すること）
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていることについての「納入体制届出書」の提出ができること
- (7) 納入希望物品の品質内容についての「品質調書」の提出ができること（品質表又は評価項目の分析表を添付すること）
ただし、上記2. (1)④の物品については、不要
- (8) 当該物品を確実に納入できることについての「安定供給保証書」の提出ができること（製造業者の申出の際は不要）
- (9) 上記2. (1)②及び⑥の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること（写し可）

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 告示の日から平成30年 7 月13日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 告示の日から平成30年 7 月13日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 8 月 30 日（木）から同月 31 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月 3 日（月）午前 11 時 30 分

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月 3 日（月）午前 11 時から午前 11 時 30 分まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月 3 日（月）午前 11 時 30 分

ウ 場所 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 11 階
大阪府契約管財局契約部入札室

ただし、大阪府水道局契約規程（昭和 42 年大阪府水道事業管理規程第 7 号。以下「契約規程」という。）第 23 条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成 30 年 8 月 31 日（金）午後 5 時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第 34 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、上記 3 (1)～(9) の資格要件を満たしている場合に落札とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成 30 年 7 月 13 日（金）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第 26 条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪府競争入札参加停

止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期間において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(Kunijima Purification Plant) 730,000kg
 - ② concentrated sulfuric acid
(Kunijima Purification Plant) 460,000kg
 - ③ Aluminum sulfate (liquid)
(Kunijima Purification Plant) 3,010,000kg
 - ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(NagaiPurification Plant and 7 places) 91,770kg
 - ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 630,000kg
 - ⑥ concentrated sulfuric acid
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 330,000kg
 - ⑦ Aluminum sulfate (liquid)
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 2,670,000kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 13 July 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 August 2018 to 5:00PM, 31 August 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 3 September 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 31 August 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-
chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局総務部管財課)



大阪市教育委員会告示第16号

大阪歴史博物館について、大阪歴史博物館条例（平成13年大阪市条例第60号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 山本 晋次

施設名	月 日
大阪歴史博物館	平成30年 6 月18日（月）

(経済戦略局文化部文化課)



大阪市教育委員会告示第17号

大阪市立科学館について、大阪市立科学館条例（平成元年大阪市条例第42号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 6 月29日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 山本 晋次

施設名	月 日
大阪市立科学館	平成30年 6 月19日（火）

(経済戦略局文化部文化課)

公

告

大阪市公告第57号

次のとおり一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 6 月 29 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 2 階

大阪市健康局総務部経理課

電話 06-6208-7934

2 入札に付すべき事項

売払物品	売払予定数量 (概数)
廃棄簿冊・古紙等	14,000kg

なお、本市と協議し決定した日時に指定する数量を引き取ること

3 引取場所

大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000

あべのメディックス 10階

大阪市保健所

4 引取期限

平成31年 3 月 14 日（木）

5 入札参加資格

- (1) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成30・31年度物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること

※ なお、平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の「資料・ご案内」メニューの「不用品売払入札等のご案内」→「平成30・31年度申請書」に掲載している。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

6 入札参加申請書等の交付場所等

- (1) 入札に関する問い合わせ先

上記 1 に同じ

- (2) 入札参加申請書等の交付方法

公告の日から、平成30年 7 月 13 日（金）午後 5 時までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）

上記 1 及び健康局ホームページにおいて無償により交付する。

7 入札参加申請に要する書類及び受付期間等

(1) 入札参加申請に要する書類

- ・入札参加申請書（6 において交付する本市様式）
- ・物品売払入札参加承認証の写し
- ・廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(2) 入札参加申請書の受付期間及び受付場所

公告の日から、平成30年 7 月13日（金）午後 5 時までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）

上記 1 において受け付ける。

8 入札参加資格の審査等

7 の受付時において、入札資格審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を、本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌々開庁日午後 5 時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

契約保証金は債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 契約条項を示す場所

上記 6（2）に同じ

10 入札執行日時及び場所

平成30年 7 月18日（水） 午前10時

大阪市役所本庁舎 2 階 健康局総務課管理会議室 2

11 入札の方法

入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、数量 1 k g 当たりの単価金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、クジにより落札者を決定する。この場合、入札書に使用した印鑑が必要となる。入札した者のうちクジを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員がクジを引くこととなる。

13 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

14 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席している入札参加者に再度の入札をすることがある。再度の入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。
ただし、1回目の入札において無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (2) 再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、代理人による入札ができる。
- (3) 入札執行官は、再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約により契約を締結することができる。この場合は、入札を打ち切り、最高入札金額申込者と折衝することができる。この場合、入札担当者はその旨を明確に発表しなければならない。

15 その他

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 契約は、売払物品1kg当たりの単価契約とする。
- (3) 9（2）の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

売払物品・契約に関する問い合わせ先	入札に関する問い合わせ先
大阪市保健所管理課 電話06-6647-0643	健康局総務部経理課 電話06-6208-7934

(健康局総務部経理課)

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第9号

大阪市職員共済組合の平成29年度決算について、平成30年6月15日開催の組合会で議決承認されたので、大阪市職員共済組合定款第37条の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

大阪市職員共済組合
理事長 中村 一男

短期経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		2,563,710,754	流動負債		26,816,857
別 段 預 金	2,359,097,263		未 払 金	7,496,872	
立 替 金	99,714		預 り 金	367,405	
未 収 金	83,023,777		前 受 収 益	18,952,580	
支払基金委託金	121,490,000		固定負債		1,628,362,283
			支 払 準 備 金	1,628,362,283	
			剰余金（欠損金）		908,531,614
			利 益 剰 余 金	772,307,580	
			介 護 積 立 金	136,224,034	
合 計		2,563,710,754	合 計		2,563,710,754

短期経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		25,846,248,095	経常収益		26,238,433,206
保 健 給 付	9,171,946,506		短 期 負 担 金	11,434,933,261	
休 業 給 付	736,189,639		介 護 負 担 金	1,168,366,373	
災 害 給 付	0		短 期 掛 金	10,022,802,700	
附 加 給 付	152,489,818		介 護 掛 金	1,168,305,383	
前期高齢者納付金	7,645,827,890		短期任意継続掛金	134,486,434	
後期高齢者支援金	3,960,250,258		介護任意継続掛金	17,808,229	
病床転換支援金	23,278		雑 収 入	121,496	
老人保健拠出金	68,375		調 整 交 付 金	204,315,000	
退職者給付拠出金	223,791,426		特別調整交付金	1,193,205,000	
介護納付金	2,209,607,946		高額医療交付金	251,303,000	
一部負担金払戻金	106,092,400		災害給付交付金	0	
短期任意継続掛金還付金	16,286,469		育児・介護休業手当金交付金	396,544,660	
介護任意継続掛金還付金	2,087,653		調 整 負 担 金	41,216,411	
連 合 会 拠 出 金	1,184,203,437		補 助 金	194,970,000	
連 合 会 返 還 金	437,383,000		賠 償 金	10,055,259	
繰入金		30,699,000	前年度繰越支払準備金		1,740,518,839
業務経理へ繰入	30,699,000		前年度繰越支払準備金	1,740,518,839	
次年度繰越支払準備金		1,628,362,283	特別利益		20,166,400
次年度繰越支払準備金	1,628,362,283		前期損益修正益	20,166,400	
当期利益金		493,809,067			
当期短期利益金	334,924,028				
当期介護利益金	158,885,039				
合 計		27,999,118,445	合 計		27,999,118,445

厚生年金保険経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		2,910,258,463	流動負債		2,910,258,463
別 段 預 金	2,761,819,978		未 払 金	2,903,071,350	
未 収 金	148,438,485		預 り 金	7,187,113	
合 計		2,910,258,463	合 計		2,910,258,463

厚生年金保険経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		47,855,532,564	経常収益		47,855,532,564
負 担 金 払 込 金	29,806,464,100		負 担 金	29,806,464,100	
組 合 員 保 険 料 払 込 金	18,049,068,464		組 合 員 保 険 料	18,049,068,464	
合 計		47,855,532,564	合 計		47,855,532,564

退職等年金経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		198,553,977	流動負債		198,553,977
別 段 預 金	189,556,900		未 払 金	198,553,977	
未 収 金	8,997,077				
合 計		198,553,977	合 計		198,553,977

退職等年金経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		3,036,691,702	経常収益		3,036,691,702
負 担 金 払 込 金	1,518,596,560		負 担 金	1,518,596,560	
掛 金 払 込 金	1,518,095,142		掛 金	1,518,095,142	
合 計		3,036,691,702	合 計		3,036,691,702

経過の長期経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		1,562,364	流動負債		1,562,364
別 段 預 金	1,433,696		未 払 金	1,562,364	
未 収 金	128,668				
合 計		1,562,364	合 計		1,562,364

経過の長期経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		189,752,389	経常収益		189,752,389
負担金払込金	189,752,389		負担金	189,752,389	
合 計		189,752,389	合 計		189,752,389

業務経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		62,750,749	流動負債		7,518,172
別段預金	62,750,749		未払金	4,846,628	
固定資産		201,244	預り金	2,671,544	
器具及び備品	201,244		利益剰余金		55,433,821
			積立金	55,433,821	
合 計		62,951,993	合 計		62,951,993

業務経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		225,614,526	経常収益		166,119,188
役員報酬	78,000		負担金	159,801,093	
職員給与	42,033,730		雑収入	734,447	
厚生費	128,520		補助金等収入		
旅費	962,715		連合会交付金	5,583,648	
事務費	21,342,912		繰入金		30,699,000
委託費	22,899,212		短期経理より繰入	30,699,000	
貸借料	2,412,224		当期損失金		28,796,338
普及費	7,742,304		当期損失金	28,796,338	
諸謝金	162,000				
負担金	6,627,832				
連合会分担金	58,405,257				
事務費負担金払込金	62,788,848				
減価償却費	30,972				
合 計		225,614,526	合 計		225,614,526

保健経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		299,307,235	流動負債		43,548,300
別段預金	296,254,376		未払金	43,547,279	
未収金	3,052,859		預り金	1,021	
固定資産		66,280,004	積立金		322,038,939
器具及び備品	4		資本剰余金		
土地	66,280,000		別途積立金	66,800,870	
			利益剰余金		
			欠損補填積立金	3,340,044	
			積立金	251,898,025	
合 計		365,587,239	合 計		365,587,239

保健経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		473,132,760	経常収益		328,979,663
厚生費	324,969,751		負担金	163,452,420	
特定健康診査等費	92,772,544		掛金	165,383,243	
旅費	222,630		雑収入	144,000	
事務費	204,540		繰入金		200,000,000
委託費	16,495,105		貸付経理より相互繰入	200,000,000	
賃借料	1,705,872		特別利益		102,044
普及費	8,480,913		前期損益修正益	102,044	
諸謝金	80,138				
負担金	17,222,091				
連合会分担金	8,479,176				
雑損	2,500,000				
当期利益金		55,948,947			
当期利益金	55,948,947				
合 計		529,081,707	合 計		529,081,707

貸付経理貸借対照表

平成30年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		1,757,741,112	流動負債		8,746,410
別段預金	256,891,356		未払金	8,123,576	
定期預金	1,500,000,000		預り金	622,834	
未収収益	828,317		剰余金		6,417,949,148
未収金	21,439		欠損補てん積立金	6,417,949,148	
固定資産		4,668,954,446			
器具及び備品	1				
組合員貸付金	4,668,954,445				
合 計		6,426,695,558	合 計		6,426,695,558

貸付経理損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		20,876,237	経常収益		120,287,841
職員給与	2,389,440		組合員貸付金利息	118,708,291	
厚生費	7,560		雑収入	144,000	
旅費	0		連合会交付金	412,000	
事務費	120,012		利息及び配当金	1,023,550	
委託費	1,555,200		当期損失金		100,588,396
賃借料	647,568		当期損失金	100,588,396	
普及費	1,262,304				
負担金	4,117,809				
連合会払込金	10,776,340				
減価償却費	4				
繰入金		200,000,000			
他経理へ相互繰入	200,000,000				
合 計		220,876,237	合 計		220,876,237

(大阪市職員共済組合庶務係)